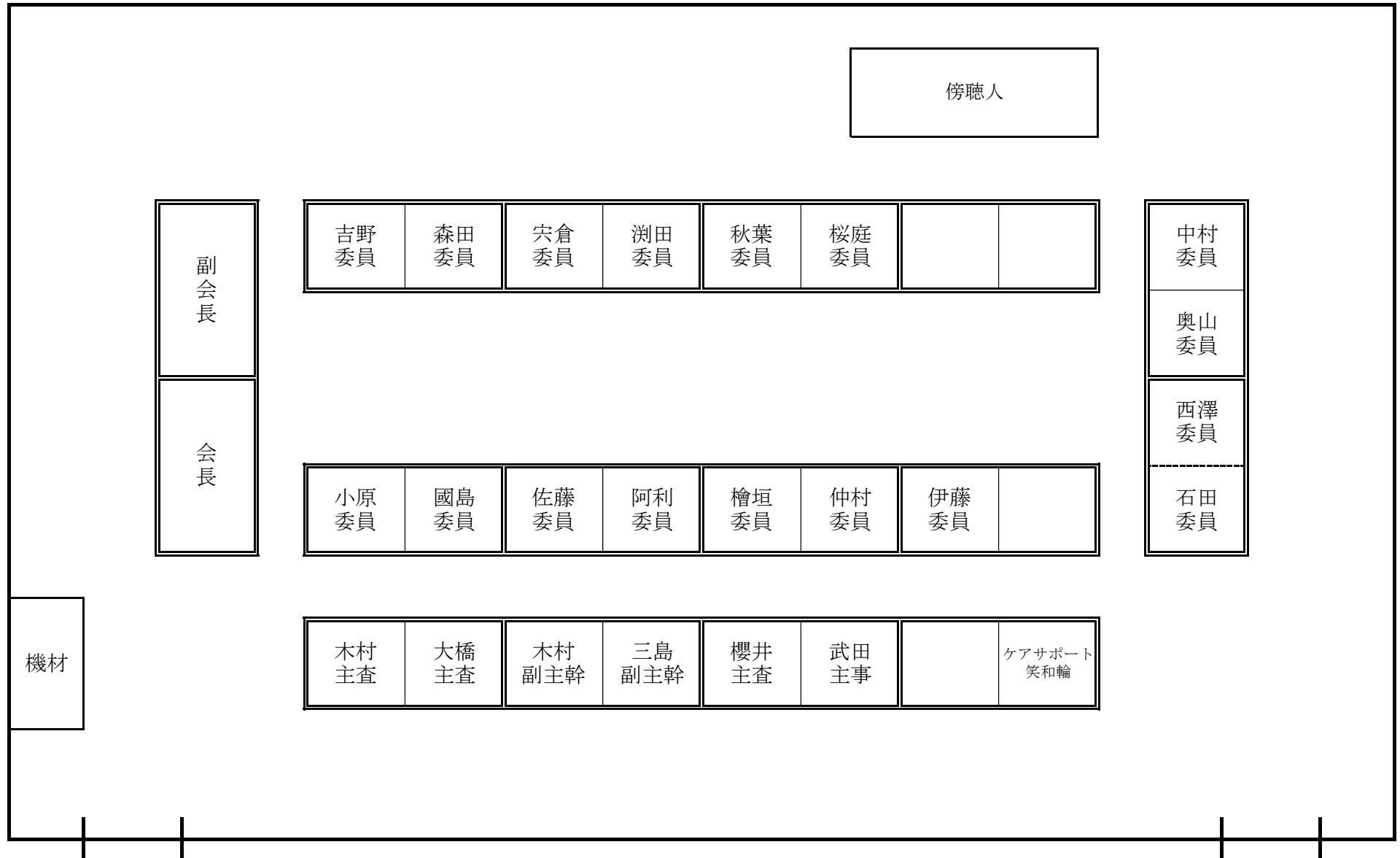


令和7年度第1回 八千代市障害者自立支援協議会

日時：令和7年7月15日(火)

10時00分から

場所：八千代市役所旧館4階 第2委員会室



令和 7 年度第 1 回 八千代市障害者自立支援協議会次第

日 時 令和 7 年 7 月 1 5 日（火） 1 0 時 0 0 分から

場 所 八千代市役所旧館 4 階 第 2 委員会室

1 開会

2 議題

- (1)地域生活支援拠点等について
- (2)各分科会の今年度の活動等について
- (3)日中サービス支援型共同生活援助事業所に対する評価の実施
について
- (4)その他

3 事務連絡

4 閉会

八千代市障害者自立支援協議会 委員名簿

	委員名	所 属	分 野
1	小野 美果	八千代市身体障害者福祉会	障害者等及びその家族
2	木崎 早苗	八千代地域生活支援センター	指定相談支援事業者を代表する者
3	伊藤 則之	なごみの家	指定相談支援事業者を代表する者
4	吉野 眞里子	特定非営利活動法人 にじと風福祉会	指定相談支援事業者を代表する者
5	佐藤 翼	社会福祉法人 実のりの会 ビック・ハート	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
6	小原 正律	ふる里学舎八千代	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
7	奥山 琢	社会福祉法人 八千代翼友福祉会 きざし	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
8	西澤 昇太郎	障害者支援施設 作山更生園	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
9	國島 弘	障害者就業・生活支援センターあかね園	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
10	淵田 真弓	八千代市児童発達支援センター	指定障害児通所支援事業者を代表する者
11	森田 美恵子	まめの木	指定障害児通所支援事業者を代表する者
12	宍倉 富子	グリーンヒルキッズゆりのき台	指定障害児通所支援事業者を代表する者
13	秋葉 理江	八千代市母子保健課	保健機関を代表する者
14	中村 明澄	向日葵クリニック	医療機関を代表する者
15	桜庭 幸太郎	八千代市教育委員会指導課	教育機関を代表する者
16	阿利 泰子	千葉県立八千代特別支援学校	教育機関を代表する者
17	山崎 馨子	船橋公共職業安定所 専門援助部門	障害者を雇用する法人を代表する者
18	小竹 祐二	身体障害者福祉会 きらめき支援センター	障害者団体を代表する者
19	石田 和美	八千代精神障害者家族会かたくり会	障害者団体を代表する者
20	大庭 久美	八千代市手をつなぐ親の会	障害者団体を代表する者
21	林 眞晟	船橋人権擁護委員協議会	権利擁護関係団体を代表する者
22	仲村 亜矢子	八千代市社会福祉協議会	権利擁護関係団体を代表する者
23	檜垣 昌也	聖徳大学短期大学部保育科	障害福祉に関する学識経験を有する者

○八千代市障害者自立支援協議会設置要綱

制定	平成 19 年 3 月 30 日告示第	44 号
改正	平成 24 年 3 月 30 日告示第	91 号
	平成 25 年 3 月 1 日告示第	28 号
	令和 3 年 4 月 19 日告示第	173 号
	令和 4 年 1 月 5 日告示第	1 号

(設置)

第 1 条 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）への支援の体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定により、八千代市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平 24 告示 91・平 25 告示 28・一部改正）

(所掌)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 処遇困難事例への対応のあり方の協議及び調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開拓及び改善に関すること。
- (4) 障害福祉計画に関すること。
- (5) その他障害者等への支援の体制の整備に関すること。

（平 24 告示 91・一部改正）

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者等及びその家族
- (2) 指定相談支援事業者を代表する者
- (3) 指定障害福祉サービス事業者を代表する者
- (4) 指定障害児通所支援事業者を代表する者
- (5) 保健機関を代表する者
- (6) 医療機関を代表する者
- (7) 教育機関を代表する者
- (8) 障害者を雇用する法人を代表する者

- (9) 障害者団体を代表する者
- (10) 権利擁護関係団体を代表する者
- (11) 障害福祉に関する学識経験を有する者

(平 2 4 告 示 9 1 ・ 平 2 5 告 示 2 8 ・ 一 部 改 正)

(任期等)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

(会議)

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面を委員に送付して、可否を問い、その結果をもって、前項に規定する会議の議決に代えることができる。

- (1) 天災その他避けることができない事故により委員が通常交通手段によって会議に出席することが著しく困難となった場合
- (2) 感染症その他の疾病の予防又はまん延の防止のため、委員が会議に出席することが適当ではない場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか会議に代えて書面による協議を行うことにつ

いて相当な理由がある場合

(令和 4 告示 1 ・ 一部改正)

(秘密の保持)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平 2 5 告示 2 8 ・ 一部改正)

(資料の提出等の要求)

第 9 条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 1 0 条 協議会の庶務は、障害者自立支援担当課において処理する。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 1 9 年 5 月 1 日から施行する。

(令 3 告示 1 7 3 ・ 一部改正)

(令和 3 年 5 月 8 日に委嘱される委員の任期の特例)

2 令和 3 年 5 月 8 日に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同年 1 2 月 1 9 日までとする。

(令 3 告示 1 7 3 ・ 追加)

附 則 (平成 2 4 年告示第 9 1 号)

この告示は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年告示第 2 8 号)

この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則 (令和 3 年告示第 1 7 3 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和 4 年告示第 1 号)

この告示は、公示の日から施行する。

地域生活支援拠点等コーディネーター業務年間集計

(令和6年度)

受託事業者： ケアサポート笑和輪

1 緊急時支援前業務（入口支援）

事前登録の啓発		
1回		11月5日：あかね園

事前登録の受付												
登録者数			実人数	内訳（重複可，重心のカウントに注意※）								
				身体	重心	知的	精神	難病	発達	高次脳	医ケア	その他
	障害者	前年度末	5			6	1					
		新規	1									
			内，計画相談利用有	1								
		解除										
		今年度末	6			6	1					
	障害児	前年度末	1			1						
		新規										
			内，計画相談利用有									
解除												
今年度末		1			1							

登録解除の理由	障害者	
	障害児	

※ 1人において障害が複数ある場合は、各障害種ごとにカウントする。（実人数 ≤ 障害種別総数）

ただし、重度の身体障害と重度の知的障害の重複障害の場合は「重心」としてカウントし、身体障害と知的障害としてはカウントしない。

新規登録者の紹介経路	内訳	障害者支援課	福祉総合相談室	相談支援専門員	地域包括支援センター	家族会	医療機関	警察	障害福祉サービス事業所	その他	
	件数			1							

支援体制の構築														
相談支援 （延べ数）	相談者		対応方法						主な相談内容					
			電話	訪問	関係機関との調整								その他 (郵便・メール)	
					短期入所 事業所	医療機関	障害福祉 サービス事業所	その他 (特学・役所)						
	本人			3			2			事業について サービス（GH）内容等について 意見交換及び情報共有、相談支援員への引継ぎ グループ支援ワーカーへの協力				
	家族（介護者）		18	4			6	2						
	関係機関		275	25	30	7	86	158	145					
	その他 ()													
合計														
内 数	夜間休日													
	事前登録無し													
登録者の 状態等 確認 （延べ数）	相談者		対応方法					登 録 拠 点 等 担 当 者 会 議	開催日		所要時間	内 容		
			電話	訪問	来所	他機関への訪問	その他 (手紙)		7月1日 9月10日 12月23日 3月28日		60分	基幹相談支援センター ・ 動向、今後の方向性 ・ 書式内容及び対応について等		
	本人					1			11月28日		120分	八千代市障害者自立支援協議会（全体会） ・ 地域生活支援拠点等事業実績報告等		
	家族（介護者）		6	1		1			2月20日		120分	令和6年度八千代市地域生活拠点等連絡会議 ・ 短期入所見学会（作山更生園） ・ 参加事業所との情報共有等		
	関係機関		8			1			4月19日 7月23日		90分 150分	地域生活支援拠点等意見交換会 地域生活支援拠点等会議 ・ 好事例紹介 ・ 動向等説明等		
	その他 ()													
	合計													
	計画相談支援事業所 への登録通知			※既に計画相談を利用している場合のみ										
人														

サービス等 制度案内
人

2 緊急時支援業務

支援の実施										
相 談 支 援 （ 延 べ 数 ）	相談者		対応方法						主な発生事由及び支援内容	
			電話	訪問	関係機関との調整					その他 ()
					短期入所 事業所	医療機関	障害福祉 サービス事業所	その他 ()		
	本人									
	家族（介護者）									
	関係機関									
	その他 ()									
	合計									
内 数	夜間休日									
	事前登録無し									

3 緊急時支援後業務（出口支援）

ケ ー ス 会 議	開催日	所要時間	出席者（事業所）	内 容